情報通信審議会　情報通信技術分科会　電波利用環境委員会
比吸収率測定方法作業班(第１回)　議事要旨(案)

１　日時
　平成２３年６月２日（木）１５時００分～１６時３０分

２　場所
　合同庁舎第２号館　10階　共用10階会議室

３　出席者（敬称略）
（１）　構成員
　渡邊　聡一（主任)、大西　輝夫、石田　和人、伊藤　亮、大山　真澄、岡部　薫、金山　佳貴、戸部　隆久、小松﨑　剛、矢橋　康雄、君山　潤子、中川　篤、富樫　浩行、戸田　善文、吉長　寿、百成　卓三、松浦　長洋、溝部　達克、細野　清文、濱田　リラ
（２）オブザーバ
　多氣　昌生（局所吸収指針作業班　主任）
（３）事務局
　山田課長、丸尾電波利用環境専門官、斉藤課長補佐、山田係長、北原官

４．議事
（１）前回の議事要旨（資料－測定１－１）について、修正意見があれば、後日事務局あて連絡することとして了承された。
（２）事務局より、情報通信技術分科会の再編について、参考資料１に基づき、説明があった。
（３）大西構成員より、資料－測定１－２に基づき、説明があった。
（４）濱田構成員より、資料－測定１－３に基づき、説明があった。
（５）多氣局所吸収指針作業班主任より、参考資料２に基づき、説明があった。

主な質疑応答は以下のとおり。

＜資料－測定１－２に関して＞
渡邊　主任：FCC（連邦通信委員会（米国））とIEC（国際電気標準会議）の測定方法はほぼ同等ということだが具体的に違うところはどこか。
大西構成員：大きな違いは液剤の電気定数の箇所である。FCCは側頭部と胴体と２種類ある。それ以外では、IEC62209の方が詳細な記述となっている。また、FCCではKDB（Knowledge Data Base）と呼ばれる一種のガイドラインがあり、対象機種によって指示が細かく記述されている。液剤については、現在、胴体の液剤を使用可能かIECで検討している。
山田　課長：４ページのEUの状況について、離隔距離の妥当性を要求する記述を追加とあるがどういった記述なのか。
大西構成員：IECの会合で報告された情報からすると、距離の妥当性記載についての議論があった。IECの62209-2（EN62209-2）規定では、取扱説明書等に記載の距離にて測定することになっている。その距離を15 mmなどとした根拠を測定のレポートに記載するようプロダクトスタンダードに規定する方向で検討している。

百成構成員：ヨーロッパは一番導入が遅れているのか。他の国、オーストラリアやカナダ等は既に導入している。

大西構成員：オーストラリアの導入は早かった。カナダも採用したが、FCC KDB も参照している。ヨーロッパはそれらの国々と比較すると結果的には遅いということになる。

渡邊　主任：IEC62209-2 ではマニュアル等に所定の使用位置の記載がある場合は、その使用位置と端末との距離で測定となる。また、距離の妥当性の記述の義務化が CENELEC で新たに追加される見込みである。FCC ではこの点については、どういう記述になっているのか。

大西構成員：FCC の場合は、離隔距離は KDB にて指定されている。

＜資料ー測定１－３に関して＞

金山構成員：手の影響があるというデータが得られた時、手の影響を考慮したルール化がされるのか。

濱田構成員：データも既にあり手の影響（高くなる場合もあるが、低くなる場合もある）はあると思う。手の影響を盛り込むとしたらどういう形にするか、そういった議論もされている。

渡邊　主任：今までは携帯電話を固定してファントムを設置する方法が一番頭の SAR が高くなると考えて SAR を測っていた。しかし、最近の内蔵アンテナの携帯端末の場合は、損失性の誘電体である手で持ったほうが逆に頭の SAR が高くなる場合もあるかもしれないという考えから、このような検討が始まった。手自身の SAR については何か議論になっていないのか。

濱田構成員：手自身の SAR は、基準としては四肢のレベル。四肢の許容値を超える値にはならないことが確認されている。

戸田構成員：例にあるように周波数帯の H/L バンド測定の除外というのは、従来だと両端の周波数を設定するが、これをやらなくてもよいということか。

濱田構成員：条件によってはやらなくてよい。確かに、全ての測定をやれば問題ないが、ある条件がつけば除外できるということ。

渡邊　主任：４ページ目、SAR Test Reduction とは従来の装置を使って評価できるということか。

濱田構成員：４ページ目の上段の Fast SAR testing が、従来の規格では準拠しない測定装置等を使う評価方法である。下段の SAR Test　Reduction は、データ取得は既に規格で規定された装置を使って測定する。

渡邊　主任：IEC 62209 の MT1 の対応について、５ページ目に今後の予定があり、最短でも国際規格として発行するのが来年の８月なので、相当時間がかかる。そこで、今後の作業班の進め方として、昨年、国際規格が出ている 62209-2 の内容に絞って報告書をまとめたいがよろしいか。

構成員全員：了。

（６）その他

次回作業班の開催日程は別途調整の上、事務局より連絡することとなった。

【配付資料】

資料－測定１－１	情報通信審議会情報通信技術分科会局所吸収指針委員会 比吸収率測定方法作業班（第４回）議事要旨（案）
資料－測定１－２	諸外国における IEC62209-2 の制度化の状況について
資料－測定１－３	IEC62209-1 MT の IS 化に向けた状況について
参考資料１	情報通信技術分科会の再編について
参考資料２	局所吸収指針委員会報告概要版
参考資料３	諮問第 2030 号答申「局所吸収指針の在り方」について
参考資料４	IEC62232 の状況について
参考資料５	比吸収率測定方法作業班構成員一覧